

愛知県インドネシアサポートデスク

新首都への投資促進を目的とした 税制優遇措置について

ニュースレター（第6号）2024年10月21日

本ニュースレターは、「令和6年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社（以下、「グラントソントン」といいます。）（担当：荘林・前村・若林）よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」（以下、「サポートデスク」といいます。）が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

インドネシアでは、2045年の完了を目標としてジャカルタからヌサンタラへの首都移転を計画しています。首都機能を移転させることで、これまでジャカルタに一極集中していた人口や経済を分散させ国土の均衡発展を図ることを目的として、政府は企業に対して様々な税制優遇措置を規定しています。

そこで今回のニュースレターでは、様々な税制優遇措置のうち、所得税に関する優遇措置についてお伝えします。

➤ 税制優遇措置に関する規則

2024年5月、政府は財務大臣規則 PMK-28 を公布し、新首都(Ibu Kota Negara bernama Nusantara,以下「IKN」)における税制および関税優遇措置を規定しました。

PMK-28 は、IKN の税制優遇措置を規定していた政府規則 2023 年第 12 号(GR-12)の実施規則として適用されます。

また政府は 2024 年 8 月、政府規則 2024 年第 29 号(GR-29)を発行し、GR-12 を改正しました。

1. IKN および提携地域における法人所得税減税

優遇措置

法人所得税の 100%もしくは 50%減税

適用要件(GR-12)

IKN または提携地域(Daerah Mitra、DM)への投資額が 100 億ルピア以上の国内法人納税者であること。

PMK-28 の規定(実施規則)

納税者は以下の条件を満たさなければならない。

- 国内納税者であること
- IKN および・または DM に本社および・または事業部門を置き、事業活動を行っていること
- インドネシアの法人格を有していること
- IKN の発展を促進する戦略的価値を持つ事業分野、または DM におけるインフラ事業および公共サービス分野への投資を行っていること

優遇措置

源泉徴収税の免除

適用要件(GR-12)

法人所得税の減免要件と同様。

PMK-28 の規定(実施規則)

この優遇措置の承認を取得した納税者は、以下の源泉徴収税が免除される。

- 主な事業活動から得た収入、および
- 戦略的事業部門およびインフラ・公共サービス事業部門における主な事業活動に関連して行われる物品・材料の購入または輸入

源泉所得税の優遇措置は、所得税法第 22 条、第 23 条、第 4 条第 2 項に基づき、税金免除申請書(SKB)を通じて適用される。50%の法人所得税減税措

置の適用を受ける納税者は、それに伴い源泉所得税の50%が免除される。

2. 金融センターにおける法人所得税減税と源泉徴収税免除

優遇措置

IKN 金融センターで金融サービスを行う国内法人納税者及び恒久的施設(PE)を有する者は、支払うべき法人税の100%または85%の減税が認められる。なお、優遇措置は投資分野と投資期間によって異なる。減税期間は、投資期間が2023年～2035年の場合は25年、2036年～2045年の場合は20年。

適用要件(GR-12)

- 国内法人納税者または恒久的施設(PE)を通じて事業を行う外国法人納税者であること
- IKN の金融センターで投資を行い、金融セクターの事業活動を行っていること
- 法人所得税減税措置の付与に関する決定が下されていない投資を行っていること

PMK-28 の規定(実施規則)

GR-12 で定められた事業活動リストに、シャリア原則に基づく事業活動が含まれることを明記。

優遇措置

源泉徴収税の免除

適用要件(GR-12)

法人所得税の減免要件と同様

PMK-28 の規定(実施規則)

以下の源泉徴収税が免除される。

- 主たる事業活動から得た収入、および
- 主たる事業に関連して行われる物品・材料の購入または輸入

上記の源泉所得税の優遇措置は、所得税法第22条、第23条、第4条第2項に基づき、SKBを通じて適用される。85%の法人所得税減税措置の適用を受ける納税者は、それに伴い源泉所得税の85%が免除される。

3. IKN への本社・地域本部の設立・移転に対する法人所得税減税

優遇措置

外国の税務上のステータスを有する企業、または国内納税者であって、インドネシア国内に本社または地域事務所を IKN に設立または移転する企業については法人所得税減税措置を受けることができる。

外国税対象者については、IKN における本社または地域事務所として行う主たる事業から生じるすべての所得に対して優遇措置が適用される。

国内の納税者については、IKN における本社または地域事務所の主たる事業のうち、IKN エリア内の事業者および・またはコミュニティから生じた所得に対して優遇措置が適用される。

適用要件(GR-12)

① 外国税対象者

- 以下の源泉徴収税が免除される。
 - a) 主たる事業活動から得た収入、および
 - b) 主たる事業に関連して行われる物品・材料の購入または輸入
- 上記の源泉所得税の優遇措置は、所得税法第 22 条、第 23 条、第 4 条第 2 項に基づき、SKB を通じて適用される。85%の法人所得税減税措置の適用を受ける納税者は、それに伴い源泉所得税の 85%が免除される。

② 国内納税者

- IKN に経済的実質があること
- インドネシアで有限責任会社の形態で法人を設立すること

PMK-28 の規定(実施規則)

① 外国税対象者

- 法人所得税減税措置の承認決定後 1 年以内に、IKN に本社または地域事務所の設立・移転を実現させるという確約があること
- OSS システムにより発行されたビジネスライセンスを所有すること
- 法人所得税減税措置を受けたことがないこと

② 国内納税者

- IKN 域外にある納税者企業グループの解散、清算、合併、統合、分離、事業引継ぎ、事業譲渡の結果ではなく、新規事業活動であること

- 法人所得税減税措置の承認決定後 1 年以内に、IKN に本社または地域事務所の設立・移転を実現させるという確約があること
- 管轄省庁または機関が発行したビジネスライセンスを保有していること
- 法人所得税減税措置を受けたことがないこと

4. インターンシッププログラムおよび・または職業訓練に対する特別控除

優遇措置

IKN において、人材育成のためにインターンシップや職業訓練プログラムを実施する国内法人納税者は、その活動にかかった費用の最大 250%を控除することができる。この制度は 2035 年まで有効。

適用要件(GR-12)

国内法人納税者が、IKN における能力ベースの人的資源開発を目的としたインターンシップおよび・または職業訓練プログラムを実施すること。

PMK-28 の規定(実施規則)

250%の控除は、実際に支出した金額の 100%の控除と、さらに 150%の追加控除から構成されることが明記された。

5. 研究開発（R&D）活動に対する特別控除

優遇措置

IKN に一定の研究開発活動を行う事業所を持つ国内法人納税者は、一定期間に発生した費用の最大 350%を控除することができる。この制度は 2035 年まで有効。

適用要件(GR-12)

国内法人で、IKN において特定の研究開発活動を行う事業所を有する納税者であること

PMK-28 の規定(実施規則)

350%の控除は、実際に支出した金額の 100%の控除と、さらに 250%の追加控除から構成されることが明記された。

6. 政府が負担する第 21 条所得税の優遇措置

優遇措置

政府が負担するファイナルタックスの形で提供される従業員所得源泉税の源泉徴収について優遇措置を享受することができる。

適用要件(GR-12)

- IKN に居住していること
- IKN 内の税務署に登録されていること
- 適格雇用主から給与が支給されること

PMK-28 の規定(実施規則)

IKN 域外から生じた所得については通常の所得税制度が適用されることが明記された。

➤ よくある質問と回答

Q1：新首都移転に伴う日系企業のビジネスに与える影響について知りたい。

インドネシアの新首都は、環境に優しい「グリーンシティ」を強く意識しています。グリーンシティ構築には環境インフラの整備が不可欠であり、環境インフラの高い技術を持つ日本企業の参画へ期待がかかります。

ジャカルタの都市高速鉄道建設など、日本企業は過去にもインドネシアの大規模プロジェクトに携わっており、建設や設計は、日本企業の高い技術に期待できる分野と言えます。

一方で、インドネシアの経済は今後も成長が期待できる一方で、政治状況の不透明感や為替変動等、ビジネスに影響を与えうる変動も起こりやすい状況にあります。2045年までに新首都への完全移転を目指していますが、現在の政治・経済がジャカルタに一極集中した状態から、首都移転に伴い、政治機能が物理的に分断されることになるため、経済の鈍化につながることも懸念されています。

また、インドネシア国内産業の保護・育成の観点からも、突発的に外資規制が強化される可能性も否定できません。

■ □ ■ 発行情報 ■ □ ■ -----

■ 発行元

令和6年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

（東京事務所）担当：公認会計士 前村 浩介、公認会計士 若林 未絵
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

（名古屋事務所）担当：公認会計士 花輪大資
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5606

■ 配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 莊林健太郎 (Kentaro Sobayashi)
Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)
Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com